学校いじめ防止基本方針

平成３０年４月

高千穂町立上野小・中学校

はじめに

いじめに起因する痛ましい事件・事故を受け、平成２５年９月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。しかし、情報技術等の急激な進展により、新たないじめ問題が次々に報道されるなどしており、いじめはますます複雑化・潜在化してきている状況にある。

こうした状況を受け、子どもに関わる全ての人間（教職員、保護者、地域住民、子ども達自身）が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

法の施行、宮崎県及び高千穂町のいじめ防止基本方針の策定等を受け、この問題に能動的・計画的に取り組む姿勢を明確にし、子ども達の安心･安全な生活環境をつくっていくために、本校におけるいじめ防止等の対策に係る基本方針を、「高千穂町立上野小・中学校いじめ防止基本方針」として定めるものである。

～　目　次　～

Ⅰ　基本的な方向に関する事項
　１　いじめの定義
　２　本校の実態と課題
　３　いじめ防止に係る基本的な考え方

Ⅱ　取組事項
　１　組織づくり
　２　未然防止のための取組
　３　早期発見及び早期対応のための取組
　４　いじめに対する措置
　５　ネットいじめへの対応

Ⅲ　重大事態への対応

Ⅳ　その他の留意事項

Ⅰ　基本的な方向に関する事項

１　いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第２条）

２　本校の実態及び課題

⑴ 実　態

ア　単一校舎に小学校と中学校が併設する小規模校である。学校区には、６公民館があり、棒術や盆踊りなどの伝統芸能や春祭り、地蔵祭り、夜神楽などの伝統的な年中行事が数多く残っており、地域の伝統芸能が受け継がれている。しかし、少子高齢化等の社会環境の変化の中で、地域の教育力は弱くなってきている面も見られる。

イ　明るく素直で、勤労意欲に富む。

ウ　小中合同行事等を通して、伝統文化を尊重し、協力してよりよい校風を築こうとする態度が育っている。

エ　自分の考えや意見を述べることが苦手な児童生徒が多い。

オ　学校行事や縦割り清掃での関わりもあり、小・中学生の仲はよい。

カ　小学校６年生のリーダーシップの育成や中学生の指導力を高める必要がある。

⑵ 課　題

ア　児童生徒の判断力や表現力をどう育てていくか。

イ　いじめ防止に対する意識をどのように授業に位置付けていくか。

ウ　学校の取組を家庭や地域にどう広げていくか。

３　いじめ防止に係る基本的な考え方

- ●　「いじめは人として絶対に許されない。」という基本姿勢を共通認識します。
- ●　いじめ問題は、教師の児童生徒観や指導観が問われる重要な問題であることを認識します。
- ●　いじめを生む要因は身近にあるという考え方に立ち、いじめを絶対に出さない環境を、学校が中核となって、保護者・地域一帯となってつくっていきます。
- ●　いじめによって最悪の場合、生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを踏まえ、いじめを受けている子どもの人権と命をしっかりと守ります。
- ●　いじめは、どの子どもも被害者にも加害者にもなるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止に重点的に取り組みます。
- ●　いじめに関する誤った考え方を一掃していきます。
  - ・　いじめられる側にも問題がある。
  - ・　いじめをなくすのは無理だ。
  - ・　いじめたりいじめられたりすることで、子どもは強くなり成長していく。

(1) 未然防止のための取組

いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要です。そこで、本校では生徒指導の三機能を生かした授業づくりや学級づくりを通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てていきます。

(2) 早期発見及び早期対応のための取組

いじめの兆候は、子どものちょっとした言動や表情、持ち物等に現れてくるものです。これらのサインを見逃すことなく、初期の段階での発見及び対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見した時には、問題の大小を安易に判断することなく組織的・継続的に対応していきます。また、被害児童生徒の心のケアに努めます。

Ⅱ　取組事項

1　組織づくり

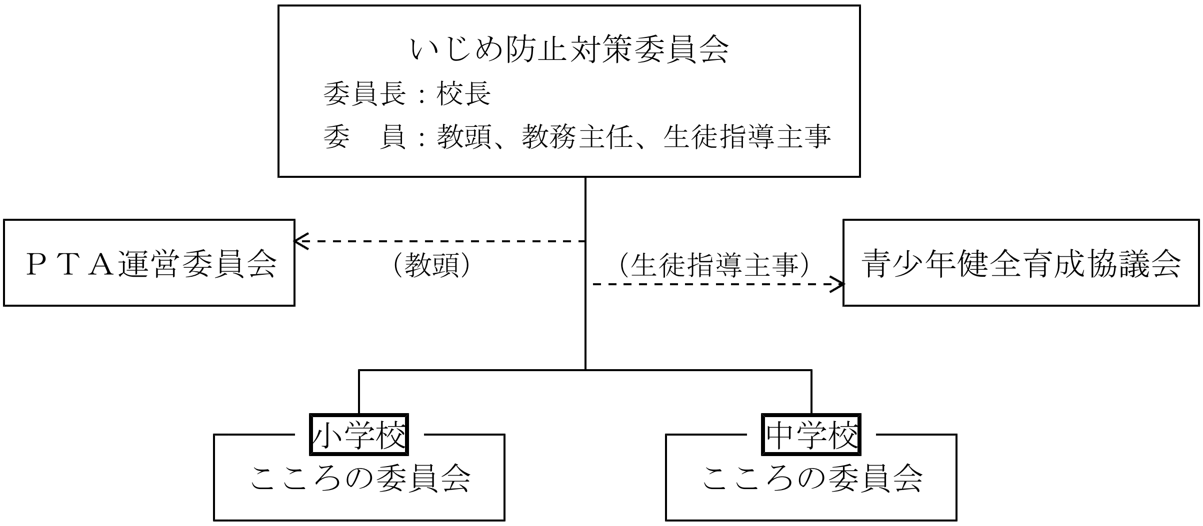

(1) 学校においては

ア　年度当初に第１回いじめ防止対策委員会を開催し、年間行動計画を確認する。また、年度末に第２回いじめ防止対策委員会を開催し、次年度の年間行動計画を策定する。

イ　毎月１回、小・中学校において「こころの委員会」を実施し、全職員で児童生徒理解を図る。気になる児童生徒については、時期を逃さす教育的相談活動を行い、継続的に話題にし、全職員で問題解決に取り組む。

ウ　いじめ防止に係る取組を実効的に行うために、生徒指導部において以下の取組を行う。

- ○　基本方針の見直し
- ○　年間指導計画の作成
- ○　校内研修会の立案・実施
- ○　実態調査の定期的実施（アンケートの実施・集約）

エ　いじめ防止に係る教職員の資質向上を目指して、教務主任は生徒指導主事と連携して、校内研修会を企画・実施する。

(2) 保護者に対しては

ア　必要に応じて、保護者を対象とした教育相談を実施する。

イ　必要に応じて、常設のＰＴＡ運営委員会に報告し、対応策を協議する。

ウ　全体への啓発が必要な場合は、全校懇談会を臨時に実施する。

(3) 地域に対しては

ア　必要に応じて、校区内６地区公民館長や民生委員等が構成員になっている青少年健全育成協議会に報告し、対応策を協議する。

イ　各地区の民生・児童委員と常時情報交換できる体制を堅持し、情報収集に努める。

２　未然防止のための取組

(1) 生徒指導の機能を生かした授業づくり

ア　一人一人に分かる・できる喜びを味わわせる。

イ　学習訓練を徹底し、規範意識を高める。

ウ　自己決定の場を設定する。

エ　意見交流の場を設定し互いの考えを認め合うことで、共感的人間関係の育成を図る。

オ　道徳科において、いじめの問題を児童・生徒が自分自身のこととして捉え、向き合えるような実践を実施する。

(2) 生徒指導の機能を生かした学級づくり

ア　自己目標を時期に合わせて決めさせ、達成するために日々努力させることで、耐性や頑張ることの大切さを体感させる。

イ　学級目標（ルール）を自分たちで決めさせ、皆で協力して行事等に取り組む環境をつくることで、学級・学校への帰属意識や自己有用感を高めていく。

ウ　Ｑ－Ｕを実施し、その結果を活用して構成的グループエンカウンター等を行いながら、自己肯定感を育て、望ましい人間関係を育む。

(3) 望ましい人間関係を醸成する児童生徒主体の活動の推進

ア　児童会活動・生徒会活動での標語の募集

イ　縦割り清掃活動

ウ　児童生徒による読み聞かせの実施

(4) 人権教育、道徳教育や情報モラル教育を中核とした年間指導計画の作成・実施

(5) 教育相談の充実

ア　年３回、教育相談週間を設定し、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。（５月、９月、２月）また、必要に応じて、保護者を対象とした教育相談も実施する。

※相談窓口：いじめ防止対策委員（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事）

※児童生徒へは年度初めの集会等で、保護者へはＰＴＡ総会等で周知する。

イ　保健室や支援員と連携して、情報を収集する。

(6) 職員研修の充実

ア　人権教育

イ　構成的グループエンカウンター

ウ　ソーシャルスキルトレーニング

エ　アサーショントレーニング

※　イ～エは、その年に必要とされる研修を実施する。

(7) 家庭や地域との連携

ア　ＰＴＡ総会や運営委員会での方針説明

イ　学校参観日におけるいじめ問題をテーマとした授業や懇談の実施

ウ　学校通信を活用した取組の報告

エ　学校評価の活用

３　早期発見及び早期対応のための取組

(1) 児童生徒が発する具体的なサインの共有　（別紙１「意識調査」）

　いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発する僅かな兆候（サイン）を把握するために、意識調査を定期的に実施する。また、その情報を必要に応じて、教職員、保護者、地域住民で共有する連絡体制をつくる。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

　年１２回、毎月アンケートを実施する。

（別紙２「小学校アンケート用紙」、別紙３「中学校アンケート用紙」）

※いじめの早期発見・早期対応のため、アンケートの度に傍観者とならないことも話し伝えるなどしながら、周囲が気づいて動くように指導する。

(3) 定期的な教育相談の実施

　全児童生徒を対象とした教育的相談を実施する。（５月、９月、２月）また、必要に応じて、保護者を対象とした教育相談も実施する。

(4) 組織的な対応　（情報の共有化と対応策の検討等）

「危機管理マニュアル　６　いじめ」に沿って組織的に対応する。

(5) 職員研修の充実

ア　いじめの兆候を見抜く目の育成

イ　教育相談において、子どもの本音を引き出す方策

ウ　初期段階において、解決を図る手順

４　いじめに対する措置

いじめ発覚	いじめられている生徒の立場に全面的に立って、いじめの事実関係を徹底的に把握する。 その際に、仕返しを恐れて全容を明らかにしない場合もあるので、十分留意する。 早期発見に努め、保護者からの連絡等により発覚する場合もある。	全教職員
報告	いじめの状況が認められた場合は、直ちに学年主任、生徒指導主事、教頭、校長に報告する。	認知教職員
実態調査	いじめに関係していた加害者・被害者双方に対し、交友の実態・言い分・意識等について聴取し、その全容を明らかにする。 その際、特に被害者の心情には気を配り、すべてを汲み取り理解していくよう最大の努力をする。 加害者においても、抱えている問題の解決を図れるよう成長支援を行う。	担任 学年生徒指導係

いじめ・不登校対策委員会	調査の報告を受け、いじめの実態の分析・原因・今後の指導のあり方・全教職員協力した指導体制・保護者への連絡事項並びに協力要請等について協議する。	担任委員会
職員会議	いじめの実態を報告し、今後の指導のあり方・全教職員協力した指導体制について共通理解をする。	生徒指導主事
関係生徒、保護者への説明、協力要請	いじめに関与した児童生徒とその保護者を一堂に集め、いじめの事実についてすべてを保護者にも説明する。 いじめた児童生徒から、いじめられた児童生徒に対して、一人一人きちんと謝罪・反省させる。 また、保護者同士においても同様に行う。 その際、いじめた児童生徒の報復行為を起こさないよう指導する。 金品や物品などの強要があった場合は、保護者の責任で弁済する。	校長 （教頭） 担任 学年生徒指導係 生徒指導主事
関係機関への報告・連絡	学校⇒高千穂町教育委員会等（警察） 事象が発生したら校長は状況判断し、できるだけ速やかに報告をする。状況の変化により逐次報告。	校長

5　インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめとは

> 文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数のものや掲示板等に送信する、特定の子どもになりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の子どもの個人情報を掲載する等を言い、犯罪行為である。

(2) 予防の取組

ア　年間指導計画に基づき、各学年の発達段階に合わせて情報モラル教育を行う。

イ　保護者や高学年児童及び中学生を対象にした講習会を年１回程度実施し、情報機器（携帯電話やパソコン）の使用方法やフィルタリングの仕方等について学ぶ機会を設ける。その上で、各家庭の実態に合わせたルールづくりを勧める。

ウ　外部講師を招聘し、職員研修により、職員の資質向上を図る。

(3) インターネット上のいじめへの対処

ア　被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネット上のいじめの把握に努める。

イ　不適当な書き込みを発見したときには、次の手順により対応する。

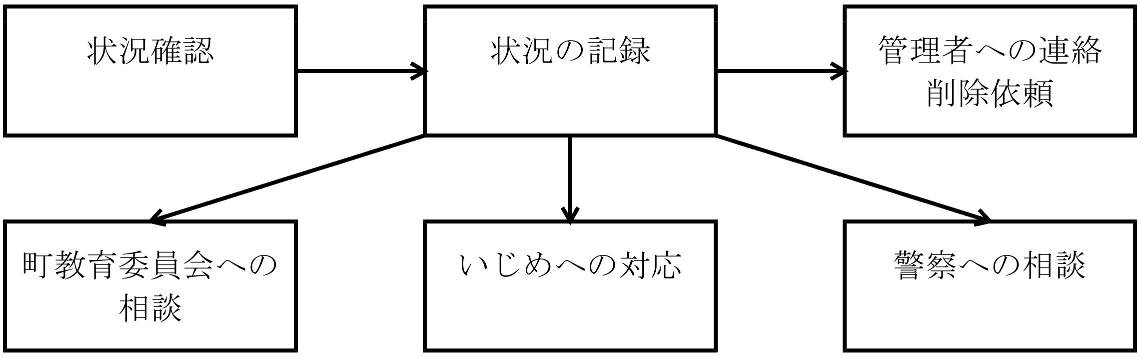

Ⅲ　重大事態への対応

1　重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ○　児童生徒が自殺を企図した場合
- ○　精神性の疾患を発症した場合
- ○　身体に重大な障がいを負った場合
- ○　高額の金品を奪い取られた場合　等

(2) 児童生徒が相当の期間、欠席を余儀なくされている場合

2　対応

(1) 重大事態として認識した場合は、校長が直ちに町教育委員会に報告する。

(2) 町教育委員会が設置する組織に全面的に協力する。求めに応じ、資料等を提出する。

Ⅳ　その他の留意事項

1　ＰＤＣＡのサイクルを踏まえた年間行動計画の策定

月	流れ	いじめ防止の行動	内　　容
４月	P	第１回いじめ防止対策委員会	年間行動計画の確認
	C	アンケート調査①の実施	児童生徒の実態把握
５月	C	アンケート調査②の実施	児童生徒の実態把握
	D	こころの委員会（５月）	児童生徒の実態の共通理解・対策の協議
	A	教育相談の実施	アンケートを参考に実施
６月	C	アンケート調査③の実施	児童生徒の実態把握
	D	こころの委員会（６月）	児童生徒の実態の共通理解・対策の協議
７月	C	アンケート調査④の実施	児童生徒の実態把握

	D	こころの委員会（７月）	児童生徒の実態の共通理解．対策の協議
８月	D	職員研修の実施	構成的グループエンカウンター等
	C	アンケート調査⑤の実施	児童生徒の実態把握
	D	こころの委員会（８月）	児童生徒の実態の共通理解．対策の協議
９月	C	アンケート調査⑥の実施	児童生徒の実態把握
	D	こころの委員会（９月）	児童生徒の実態の共通理解．対策の協議
	A	教育相談の実施	アンケートを参考に実施
10月	C	アンケート調査⑦の実施	児童生徒の実態把握
	D	こころの委員会（10月）	児童生徒の実態の共通理解．対策の協議
11月	C	アンケート調査⑧の実施	児童生徒の実態把握
	D	こころの委員会（11月）	児童生徒の実態の共通理解．対策の協議
12月	C	アンケート調査⑨の実施	児童生徒の実態把握
	D	こころの委員会（12月）	児童生徒の実態の共通理解．対策の協議
１月	C	アンケート調査⑩の実施	児童生徒の実態把握
	D	こころの委員会（１月）	児童生徒の実態の共通理解．対策の協議
２月	C	アンケート調査⑪の実施	児童生徒の実態把握
	A	教育相談の実施	アンケートを参考に実施
	D	こころの委員会（２月）	児童生徒の実態の共通理解．対策の協議
３月	C	アンケート調査⑫の実施	児童生徒の実態把握
	P	第２回いじめ防止対策委員会	次年度年間行動計画の策定

２　校務の効率化の推進

３　関係機関との連携

４　基本方針の定期的見直し

（別紙１）

意識調査

１・・・よくあてはまる	２・・・まああてはまる
３・・・あまりあてはまらない	４・・・まったくあてはまらない

問１　あなたの今の気持ちについていくつか聞きます。４つの中から一番近いと思う数字に一つずつ〇をつけてください。		
	ア　学校が楽しい。	４　３　２　１
	イ　みんなで何かするのが楽しい。	４　３　２　１
	ウ　授業がよく分かる。	４　３　２　１
	エ　自分の顔やスタイルが好きである。	４　３　２　１
	オ　スポーツや勉強など、自慢できるものがある。	４　３　２　１
問２　あなたの最近の体や心についていくつか聞きます。４つの中から一番近いと思う数字に一つずつ〇をつけてください。		
	ア　体がだるい	４　３　２　１
	イ　何となく心配だ	４　３　２　１
	ウ　いらいらする	４　３　２　１
	エ　元気が出ない	４　３　２　１
	オ　すぐつかれる	４　３　２　１
	カ　さびしい	４　３　２　１
	キ　いつもふきげんでおこりっぽい	４　３　２　１
	ク　あまりがんばれない	４　３　２　１
	ケ　あたまがいたい	４　３　２　１
	コ　勉強する気になれない	４　３　２　１
問３　あなたは今の学年になってから、次に書いてあるようなことがどのくらいありましたか。４つの中から一番近いと思う数字に一つずつ〇をつけてください。		
	ア　先生が、よくわけを聞いてくれずおこった	４　３　２　１
	イ　勉強のことで、友だちにからかわれたりばかにされた。	４　３　２　１
	ウ　先生が相手にしてくれなかった。	４　３　２　１
	エ　先生がえこひいきした。	４　３　２　１
	オ　親が、勉強のことをうるさく言った。	４　３　２　１
	カ　親が、友だちや生活のことをうるさく言った。	４　３　２　１
問４　あなたは、今の学年になってから、学校の友達のだれかから次のようなことをどのくらいされましたか。４つの中から一番近いと思う数字に一つずつ〇をつけてください。		
	ア　仲間はずれにされたり、無視されたり、陰口を言われた。	４　３　２　１
	イ　からかわれたり、悪口やおどし、いやなことを言われた。	４　３　２　１
	ウ　ぶつかられたり、たたかれたり、けられた。	４　３　２　１

（別紙２）

○月　心のアンケート

これからいくつかの質問をします。先生がこまっているあなたの相談にのるために使います。他の人には見せませんので、正直に答えてください。

名前	

① 学校はたのしいですか。

はい　・　いいえ

② ①で「いいえ」と答えた人は、答えてください。それはなぜですか？

③ 最近、人から悪口を言われたり、いやなことをされたりしたことがありますか。

ある　・　ときどきある　・　ない

④ ③で「ある」「ときどきある」と答えた人は、答えてください。いつごろ・だれにされましたか。

⑤ 人が悪口を言われたり、いやがることをされたりしているところを見かけたことがありますか。

ある　・　ない

⑥ 今、こまっていることや、なやんでいることがあれば書いてください。

（別紙３）　　　　　　　　　　　　いじめに関するアンケート（　　　月）

上野中学校（　）年　男・女

Ⅰ　学校について

1　学校は楽しいですか。どちらかに○をしてください。

ア　はい　　　　　　　イ　いいえ

２　１の質問で、「イ　いいえ」と答えた人に聞きます。その理由はなんですか。書いてもよいという人のみ書いてください。

Ⅱ　いじめについて

最近、いじめを苦にした小・中学生の自殺がよく報道されています。今の生徒の皆さんの状況を正直に答えてください。

1　あなたは前回のアンケート（１１月）後から、いじめられたことがありますか。
どれかに○をしてください。

ア　よくいじめられる　　　イ　時々いじめられる　　　ウ　いじめられたことはない

２　１の質問で、「ア」及び「イ」と答えた人に聞きます。いじめにあったのはいつ頃ですか。どのようなことですか。できるだけくわしく書いてください。

いつごろ	
どのような	

３　あなたは前回のアンケート（１１月）後から、いじめをしたことがありますか。
どちらかに○をしてください。

ア　いじめをしたことがある　　イ　いじめをしたことがない

４　あなたは前回のアンケート（１１月）後から、いじめを受けているところを見たり聞いたりしたことがありますか。どちらかに○をしてください。

ア　ある　　　　　　　イ　ない

５　４の質問で、「ある」と答えた人は，どのようなことかくわしく書いてください。
「ない」と答えた人は，最近の学級の様子や気づいたことをかならず書いてください。

６　あなたは、「いじめ」にあったら誰に相談しますか。あてはまる人に全部に○をしてください。

ア　父　　イ　母　　ウ　兄・姉　　エ　先生　　オ　友達　　カ　その他（　　　　）

協力ありがとうございました。

（資料１－①）

学校いじめ防止プログラム （上野小学校）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
主な学校行事	入学式 歓迎集会 家庭訪問 参観日①	春の遠足 避難訓練（不審者）	防災教室 非行防止教室（4･6年） 薬物乱用防止教室（5･6年） 参観日② ふれあい教室	1学期終業式 町子ども水泳大会	登校日	運動会 避難訓練（地震） 鑑賞教室	宿泊体験学習（5年） 修学旅行（6年） 郡陸上教室	町音楽フェスティバル（3･4年） 持久走大会 お弁当の日 参観日③	お弁当の日 2学期終業式	避難訓練（火災） 給食感謝集会	ふれあい教室 児童集会 参観日④ （学習発表会）	お別れ遠足 お弁当の日 卒業式 修了式
主な学級行事	マイネーム週間		教育相談				教育相談				教育相談	
低学年		自分のいいとこともだちのいいとこみつけよう。（学活）		約束や決まりを守る。（道徳）				情報機器は大人と一緒に使い、危険に近づかない。（総合）	人の作ったものを大切にする心をもつ（道徳）			
中学年		友達のよさを再発見しよう（学活）		相手への影響を考えて行動する。（道徳）		情報の発信や情報のやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る。（学活）		危険にであったときには、大人に意見を求め、適切に対応する。（総合）	自分の情報や他人の情報を大切にする。（道徳）			協力しあってネットワークを使う。（総合）
高学年		友達のよさを再発見しよう（学活）		他人や者会への影響を考えて行動する。（道徳）		何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない。（学活）		予測される危険の内容がわかり、避けられるようにする。（総合）	情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する。（道徳）			ネットワークは共有のものであるという意識をもって行う。（総合）
家庭・地域との連携	PTA総会						上野ハローワーク教室	いもほり体験（低学年）				

（資料１－②）

学校いじめ防止プログラム （上野中学校）

		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
主な学校行事		始業式 入学式 対面式 家庭訪問 参観日①	避難訓練（不審者）	地区中体連 修学旅行 薬物乱用防止教室 参観日②	１学期終業式	登校日	小中運動会 地区中体連 避難訓練（地震）	文化祭	持久走大会 町音楽フェスティバル 参観日③	人権教育 お弁当の日 ２学期終業式	避難訓練（火災） 給食感謝集会 雪山体験学習	立志式 性教育 参観日④	卒業式 終了式 お弁当の日
主な学級行事		学級開き	教育相談				運動会練習 教育相談	合唱練習				立志式準備 教育相談	
道徳		エンカウンター 自己理解 他者理解 全学年						エンカウンター 学級の一員として 学年ごと		人権について 全学年			エンカウンター 自己理解 1・2年
特別活動	学級活動	エンカウンター 学級開き 学年ごと	Ｑ－Ｕの実施		エンカウンター 自己・他者理解 学年ごと		エンカウンター 運動会に向けて 学年ごと			エンカウンター 人権学習 全学年		性教育 命について 全学年	
	生徒会活動	対面式	生徒総会				運動会	文化祭	生徒会選挙				送別遠足
各教科		技術 プログラム作成 ３年１．２学期 社会 部落差別について ３年		社会 江戸時代の身分制度 ２年	社会 ちがいのちがい ３年						技術 コンピュータのしくみ １年３学期 技術 ネットとセキュリティー ２年３学期		
総合的な学習											立志式に向けて ２年		
家庭・地域との連携		PTA総会								携帯電話の活用			

資料２
学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

●　全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める ●　全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける ・　いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要 ・　いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応 ・　いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる

（１）いじめの防止のための措置

《学級担任等》

・　日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成
・　はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
・　一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める
・　教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

・　学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

《生徒指導主事》

・　いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
・　日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

・　全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する

・　学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
・　児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
・　いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

（２）早期発見のための措置

《学級担任等》

・　日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
・　休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
・　個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

・　保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《生徒指導主事》

・　定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
・　保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する
・　休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

・　児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
・　学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

（３）いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

①　情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

・　いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
・　児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合

には、真摯に傾聴する
・　発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
・　その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
・　いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※　いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。上野小中学校の複数の教職員が主となり、PTA運営委員会、青少年健全育成協議会などへ協力を要請することもある。なお、状況によっては、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などを加えることもある。

・　教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
・　その際、得られた情報は確実に記録に残す
・　一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

②　指導・支援体制を組む

《「組織」》

・　正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職などで役割を分担）
　➢　いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
　➢　その保護者への対応
　➢　教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無　等
・　ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要
・　児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
・　現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

③－Ａ　子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

・　いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
・　いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、

地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる
・　いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた児童生徒に対応する教員》

・　いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
・　必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
・　いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
・　いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
・　不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

・　学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
・　いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
・　はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《「組織」》

・　状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
・　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
・　指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③－Ｂ　保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

・　家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等

により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

- いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

資料３
いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサイン

１　いじめられた児童生徒のサイン

いじめられた児童生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場　面	サ　イ　ン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や児童生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	給食にいたずらをされる。 給食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

２　いじめた児童生徒のサイン

いじめた児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に児童生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ　イ　ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童生徒がいる。

資料４

教室や家庭でのいじめのサイン

１　教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ　イ　ン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

２　家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ　イ　ン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

資料５

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

ア　いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見した職員

通報を受けた職員

↓

生徒指導主事
（又はいじめ不登校対策委員会の委員）

⇔ 管理職

イ　情報の共有

いじめ不登校対策委員会

◇構成員
校長、教頭、生徒指導主事、教務主任

⇔ 職員会議

← 重大事態の場合は町教育委員会へ報告

ウ　調査・事実関係の把握

エ　解決に向けた指導及び支援

オ　関係機関への報告

カ　継続指導・経過観察

保護者 ← 支援、情報提供

生徒 ← 指導、支援

いじめ不登校対策委員会を中核に実施

学校

町教育委員会	警察署	地域	関係機関（福祉・医療等）
⇕ 情報提供・支援	⇕ 犯罪行為の通報・対応	⇕ 連携	⇕ 連携